昭和三十一年政令第四号 原子力委員会設置法施行令

第百八十八号)第十六条の規定に基き、この政令内閣は、原子力委員会設置法(昭和三十年法律 を制定する。

1

第一条 会議は、毎週一回開くことを例とするほ 委員に通知しなければならない。 委員長は、会議の日程及び議題をあらかじめ 必要に応じて開くものとする。

第二条 原子力委員会に、参与二十五人以内を置 参与は、学識経験がある者のうちから、 会務に参与させる。 内閣

総理大臣が任命する。 参与は、非常勤とする。

3

2

参与の任期は、前任者の残任期間とする。 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の

5 (専門委員) 参与は、再任されることができる。

附

則

(平成一二年四月五日政令第一九

3 2 第三条 原子力委員会に、専門の事項を調査審議 内閣総理大臣が任命する。 させるため、専門委員を置くことができる。 専門委員は、学識経験がある者のうちから、

専門委員は、非常勤とする。

三号)

抄

4

(庶務) 議を終了したときは、解任されるものとする。 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審

第四条 原子力委員会の庶務は、内閣府科学技 し、又は処理する。ただし、関係行政機関(内術・イノベーション推進事務局において総括 閣府本府を除く。)の所掌に属する事項に係る 当部局等と共同して行う。 庶務の処理については、当該関係行政機関の担

会の運営に関し必要な事項は、原子力委員会が第五条 前各条に定めるもののほか、原子力委員

この政令は、公布の日から施行する。 六〇号) (昭和三二年六月二八日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 号) (昭和三三年四月二一日政令第八

この政令は、公布の日から施行する。 四号) 附 昭和三六年九月七日政令第三〇

この政令は、公布の日から施行する。

抄

三年十月四日)から施行する。 る法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第 一条第二号に掲げる規定の施行の日 この政令は、原子力基本法等の一部を改正す (昭和五十

二六〇号) 則 (昭和五八年一二月二三日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 一九号) 則 (昭和五九年六月二七日政令第1

する。 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行

この政令は、平成十二年四月一日から施行す 四〇号) 附 則 (平成一二年三月三一日政令第

行の日(平成十二年六月十六日)から施行すこの政令は、原子力災害対策特別措置法の施 る。 六号)

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇

| 律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 第七条から第九条までの規定は、公布の日から庁等改革推進本部令の題名の改正規定及び附則 を「中央省庁等改革推進本部の組織等に関する する。ただし、第二条中内閣官房組織令附則第 施行する。 政令」に改める部分に限る。)、第三条中中央省 (施行期日) 二項の改正規定(「中央省庁等改革推進本部令.

(原子力委員会の参与に関する経過措置)

第七条 この政令の施行の日の前日において原子 規定にかかわらず、その日に満了する。 原子力安全委員会設置法施行令第二条第四項の 第六条の規定による改正前の原子力委員会及び 任命されたものに限る。)である者の任期は、 力委員会の参与(学識経験のある者のうちから

附則 三五号) (平成二四年九月一四日政令第1 抄

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の する。 施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行 (施行期日)

(罰則に関する経過措置)

(昭和五三年九月二八日政令第三 |第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 則 (令和三年三月三一日政令第一〇

(施行期日) 九号)

第一条 この政令は、 する。 令和三年四月一日から施